

第 3 4 号議案

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 7 6 条第 2 項（同法第 1 4 9 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 1 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法
 - (2) 健康保険法第 8 5 条第 2 項（同法第 1 4 9 条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣が定める基準
- 第 3 条の表中「5, 0 0 0 円以内」を「5, 1 4 0 円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市立病院の駐車料金について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。